近江八幡市パートナーシップ宣誓制度
利用の手引き



近江八幡市

目次

趣旨.....1
宣誓を行うことができる方.....2
手続きの流れ.....4
宣誓に必要な書類等.....5
交付書類.....7
受領証等の変更・再交付・返還等.....8
パートナーシップ制度自治体間連携について.....9
受領証等が無効になるとき.....9
Q&A.....10
参考資料.....13

趣旨

本市では、「近江八幡市人権擁護に関する条例」に基づき、あらゆる人権侵害をなくし、人権意識の高揚を図り、明るく住みよい「人権擁護都市」の実現に向けて取り組んでいます。

その取り組みの一環として、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、市が二人の関係を公的に証明する宣誓書受領証を交付する「パートナーシップ宣誓制度」を実施することとしました。 この制度により法律上の効果が生じるものではありませんが、同制度の推進により、性的マイノリティの方々に対する理解を深め、これらの方々の日常生活での生きづらさを軽減するとともに、全ての市民が多様な生き方、価値観を認め合い、互いの人権を尊重し合えるまちとなることを目指します。

宣誓を行うことができる方

パートナーシップを宣誓するには、以下の(1)から(6)の要件を全て満たしている必要があります。

(1)一方または双方が性的マイノリティであること。

(2)双方が民法上の成年(満18歳)に達していること。

(3)一方または双方が近江八幡市内に住所を有している(転入予定者を含む)こと。

(4)双方に配偶者(事実婚を含む)がいないこと。

(5)双方以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。

(6)双方が、近親者(※[1]直系血族、3親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと。
ただし、双方がパートナーシップ関係を前提に養子縁組をして近親者になっている場合は除く。

※[1]パートナーシップの宣誓ができない近親者については、次のページをご確認ください。

※個別の事情について相談したい場合は、人権・市民生活課までご連絡ください。

宣誓できない続柄

（ここに記載されている続柄の方は宣誓できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合は宣誓できます。）

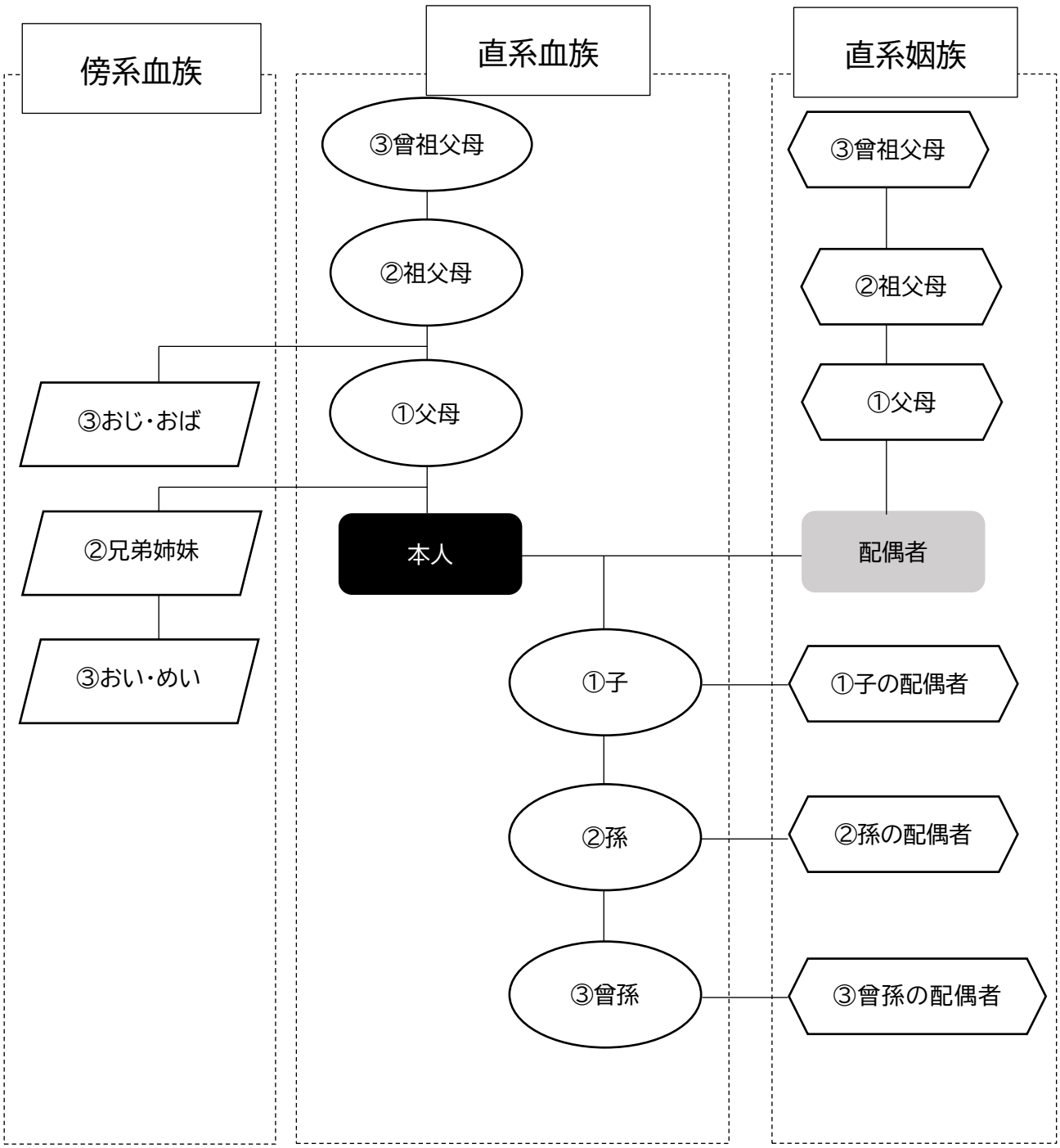

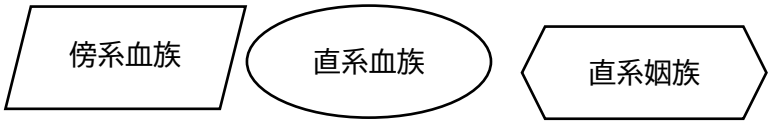

※①②③は親等を表します。

手続きの流れ

①宣誓する日時を予約します。

宣誓を希望する日から、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた7日前までにご予約ください。ご予約は電話・FAX・メールで受け付けています。宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合がありますので、希望日は複数ご用意ください。

宣誓日時は平日の午前 9 時から午後4時30分（午後0時から午後1時を除く）までの間になります。

予約先　近江八幡市市民部人権・市民生活課
電話　0748-36-5881
FAX　0748-36-5882
メール　011402@city.omihachiman.lg.jp

②必要書類を提出します。

事前に予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、宣誓を行うお二人揃ってお越しください。書類の授受はプライバシーに配慮し、原則個室で行います。

※書類に不備や不足がある場合等は、改めて日程を調整します。
※提出された書類や記載されている内容等の個人情報は厳守します。

③市が「近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付します。

宣誓の要件を満たしている場合、宣誓書の写しを添えて、「近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証」及び「近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。

書類等の不備がなければ、原則即日交付しますが、宣誓から受領証等の交付まで1 時間程度お待ちいただくことがあります。また、要件確認や受領証等の作成に時間を要し、後日交付となることがありますのでご了承ください。

宣誓に必要な書類等

近江八幡市パートナーシップ宣誓書

お二人が自ら記入及び署名してください。宣誓を希望する方の一方またはお二人ともが、宣誓書に自ら記入することができない場合は、他の方に代筆してもらうことができますが、その場合は宣誓書の提出がご自身の意思であることを提出時に確認させていただきます。
宣誓書の様式につきましては、以下の市 HP よりダウンロードいただけるほか、郵送でのお渡しも可能です。

住民票の写し、住民票記載事項証明書または戸籍の附票の写し

・住民票の写し、住民票記載事項証明書または戸籍の附票のいずれかを、おひとりにつき 1 通の提出をお願いします。
・宣誓しようとする日から 3 か月以内に発行されたものに限ります。

いずれか一通	住民票の写し	本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。（宣誓するお二人が同世帯の場合は、一通の住民票又は住民票記載事項証明書にお二人が一緒に記載されたものでもかまいません。）
	住民票記載事項証明書	
	戸籍の附票の写し	本籍地が近江八幡市以外の場合、取り寄せに時間がかかる場合があります。詳細は本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください

独身であることを証明する書類

・おひとりにつき 1 通の提出をお願いします。
・宣誓しようとする日から 3 か月以内に発行されたものに限ります。

いずれか一通	日本国籍の方の場合	戸籍抄本、独身証明書など ・本籍地が近江八幡市以外の場合、取り寄せに時間がかかる場合があります。詳細は本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。
	外国籍の方の場合	婚姻要件具備証明書など ・在日本大使館や領事館等の公的機関が発行した、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

・個人番号カード(マイナンバーカード)
・旅券(パスポート)
・運転免許証
・そのほか、官公署が発行した免許証、許可証など

※本人の顔写真が貼付されたものが必要です。いずれもお持ちでない場合は、御相談ください。

(双方が市民ではない場合)
市内に転入することを証明する書類

・転出証明書
・引っ越し先住所の賃貸契約書の写し　など
※転入後は 2 週間以内に、住民票などの転入したことが確認できる資料をご提出ください。

(通称名を使用されている場合)
通称名を使用していることが確認できる書類

・通称名が記載された郵便物
・通称名が記載された社員証　　など

交付書類

①近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証(イメージ)

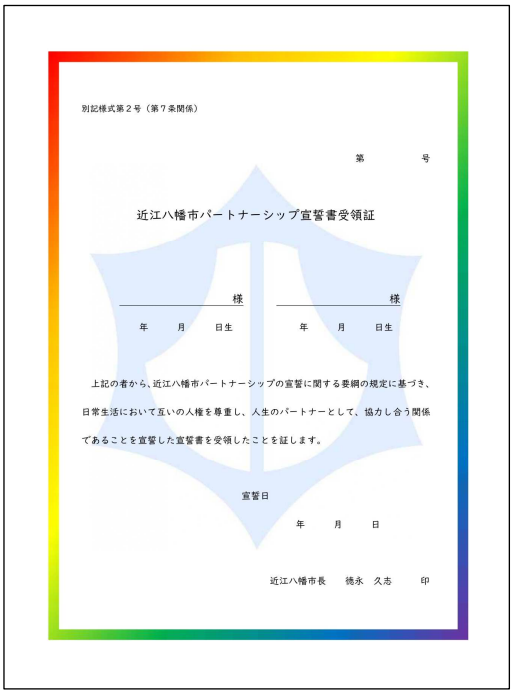

別記様式第２号（第７条関係）

第　　号

近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証

様　　様

年　月　日生　　年　月　日生

上記の者から、近江八幡市パートナーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして、協力し合う関係であることを宣誓した宣誓書を受領したことを証します。

宣誓日

年　月　日

近江八幡市長　徳永　久志　印

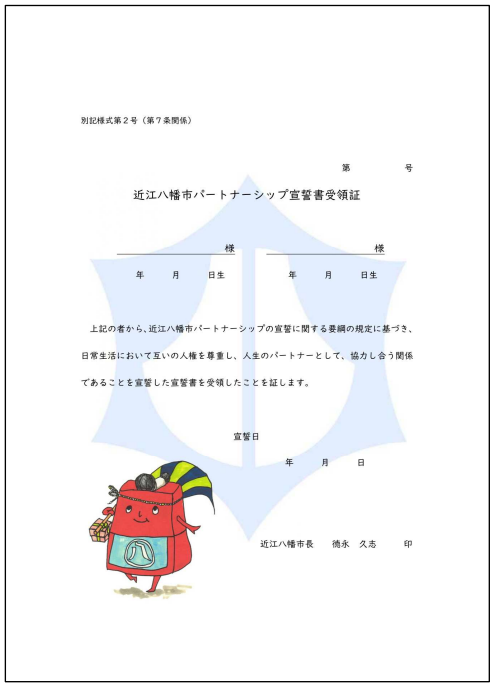

別記様式第２号（第７条関係）

第　　号

近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証

様　　様

年　月　日生　　年　月　日生

上記の者から、近江八幡市パートナーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして、協力し合う関係であることを宣誓した宣誓書を受領したことを証します。

宣誓日

年　月　日

近江八幡市長　徳永　久志　印

②近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証カード(上段:表　下段:裏)

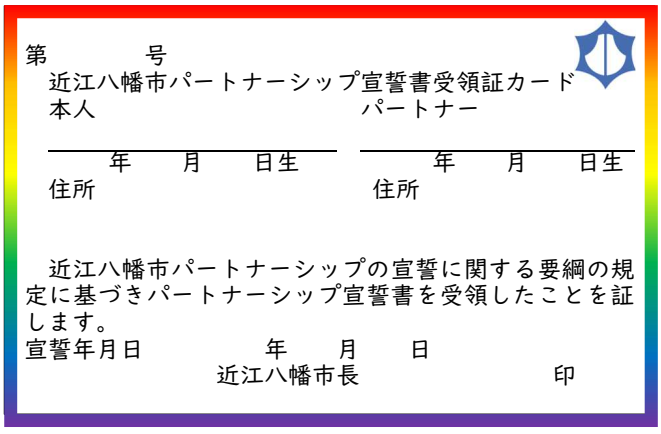

第　　号
近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証カード
本人　　パートナー

年　月　日生　　年　月　日生
住所　　住所

近江八幡市パートナーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づきパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。
宣誓年月日　　年　月　日
近江八幡市長　　印

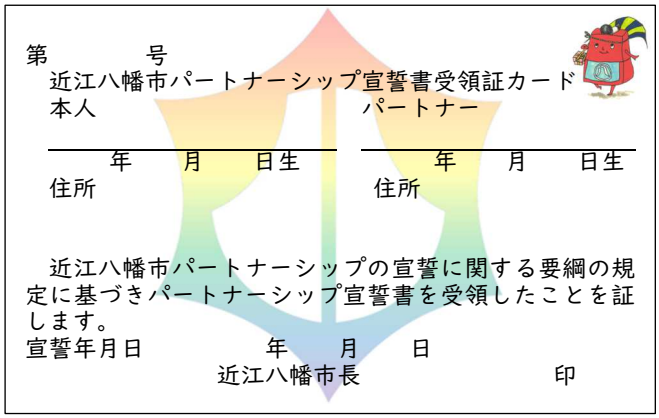

第　　号
近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証カード
本人　　パートナー

年　月　日生　　年　月　日生
住所　　住所

近江八幡市パートナーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づきパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。
宣誓年月日　　年　月　日
近江八幡市長　　印

【このカードを提示された方へ】
　このカードは、一方又は双方が性的マイノリティのお二人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、協力し合いながら日常生活をおくることを宣誓したことを証明するものです。
　この証明に法的効力はありませんが、このカードの提示を受けられた方は、その趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
　また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認及び性表現）及びこの制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

【通称名を使用している場合の戸籍上の氏名】
本人　　パートナー

（外国人にあっては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載します。）
【特記事項】

受領証等の変更・再交付・返還等

変更・再交付・返還等の手続きをする場合は、事前にメールまたは電話で連絡をお願いします。提出書類の様式につきましては、市 HP よりダウンロードいただけるほか、郵送でのお渡しも可能です。

①受領証等の変更

宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかに近江八幡市パートナーシップ宣誓事項変更届（以降、変更届）に、受領証等及び変更事項が確認できる書類を添えてご提出ください。

住所変更の場合	住民票、住民票記載事項証明書
氏名変更の場合	戸籍抄本等
通称名変更の場合	通称名を使用していることが確認できる書類

紛失の場合を除き、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。また、変更届提出の際は本人確認を行います。運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。

②受領証等の再交付

受領証等を紛失、破損又は汚損された場合に再交付を希望される場合は、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（以降、再交付申請書）をご提出ください。また、再交付申請書提出の際は本人確認を行います。運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。受領証等を紛失された場合を除き、受領証等は返還いただく必要があります。

③受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届にお二人が自ら署名し、交付を受けた受領証等を添えてご提出ください。

（1）パートナーシップ関係が解消されたとき
（2）宣誓者の一方が亡くなられたとき
（3）一方又は双方が宣誓要件に該当しなくなったとき（二人が市外に転出するなど）

二人分の本人確認ができる顔写真付きの書類をご持参ください。

パートナーシップ制度自治体間連携について

本市では、令和 6 年 11 月からはパートナーシップ宣誓制度と同様の制度を実施している自治体と連携し、制度を利用している方の転居に伴う手続の負担軽減を図っています。市外の連携自治体に転出される場合、転出先の自治体において手続きをしていただくことで、本市への返還手続きは不要となります。連携自治体一覧は市 HP よりご確認ください。

連携自治体間により転居に伴う手続きで不要になること

①転出元自治体への宣誓書受領証の返還手続き
②転出先自治体における再度の宣誓手続
③現に婚姻をしていないことを証明する書類(独身証明書等)の提出

転出先での手続きの流れ

①転出先の自治体へお二人の関係の継続を申告する。(継続申告書の提出)
　独身証明書等の代わりに転出元の受領証等を含む必要書類を提出する。
②転出先の自治体から受領証などが交付される。

受領証等が無効になるとき

以下のいずれかに該当する場合は、受領証等を無効とします。その場合は、無効とした近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を市のホームページ等に掲載する場合があります。

(1)偽りその他の不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
(2)受領証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。
(3)宣誓書を提出した時点において、宣誓要件に該当していなかったことが判明したとき。
(4)受領証等を返還すべき事由があるにも関わらず、返還届を提出せず、受領証等を返還しないとき。

無効を決定した場合は、近江八幡市パートナーシップ宣誓書無効決定通知書を交付し、受領証等の返還を求めます。

Q&A

Q 近江八幡市パートナーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続や財産上の権利や扶養義務などの法律上の権利や義務が発生します。一方、近江八幡市パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき実施するものであり、上記のような法律上の効果は発生しません。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことの宣誓を受けて、受領証等を交付し、二人が自分らしく、いきいきと生活されることを市として応援するものです。

Q 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

この制度は、性的マイノリティの方々の人権を尊重するためのものです。この制度により多様な性に関する差別や偏見がなくなり、性的マイノリティに関する社会的な理解が進むことを期待しています。

Q 宣誓は同性カップルしかできませんか？

宣誓の対象は、戸籍上同性であるカップルに限定していません。一方または双方が性的マイノリティである方で、宣誓要件を満たしていれば宣誓することができます。宣誓要件については2ページをご確認ください。

Q パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは公証役場までお問い合わせください。

Q 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありません。ただし、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において、互いに責任を持って協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q 宣誓をするときのプライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。また、提出された書類や記載されている個人情報等については、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q 土日など、休みの日に宣誓することはできますか？

原則、宣誓は平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までです。ただし、特段のご事情がある場合は、人権・市民生活課までご相談ください。

Q 宣誓に費用は掛かりますか？

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。ただし、住民票等手続きに必要な書類の交付手数料は自己負担となります。

Q 代理人でも宣誓できますか？

原則代理人による宣誓はできません。事前に予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、宣誓を行うお二人揃ってお越しください。ただし、特別な事情がある場合がご相談ください。

Q 郵送での宣誓はできますか？

本人確認をする必要があるため、原則お二人揃って本庁までお越しください。ただし特別な事情がある場合はご相談ください。

Q 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変更されますか？

この制度には法的効力はありませんので、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変更されることはありません。

Q 宣誓はどこで行いますか？

宣誓は原則近江八幡市役所本庁舎で行います。安土町総合支所や出先機関での宣誓はできません。

Q　証明書等はどこで利用できますか？

●行政サービス
提示することで受けられるサービスについては、市ホームページよりご確認ください。今後、受けられるサービスの拡大に向けて検討を進めます。

●民間サービス
携帯電話会社の家族割や、金融機関の住宅ローンでの利用が可能となる場合があります。

参考資料

近江八幡市パートナーシップの宣誓に関する要綱（本文のみ）

（趣旨）
第１条　この要綱は、近江八幡市人権擁護に関する条例（平成 24 年近江八幡市条例第１号）の趣旨に基づき、全ての市民の基本的人権が尊重され、それぞれの多様な個性、特性及び価値観を理解し、認め合えるまちとするため、性的マイノリティである者が互いにパートナーであることを宣誓することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）　性的マイノリティ　性的指向（恋愛又は性愛の対象をいう。）が異性に限らない者又は性自認（自身が認識している性をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。
（2）　パートナーシップ関係　２名の者が、双方の合意のみにより、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして協力し合う関係をいう。
（3）　宣誓　パートナーシップ関係にある者又はパートナーシップ関係になろうとする者の双方が、市長に対し互いをパートナーとすることを誓うことをいう。

（対象者）
第３条　宣誓をすることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。
（1）　一方又は双方が性的マイノリティであること。
（2）　宣誓しようとする日までに双方が成年に達していること。
（3）　一方又は双方が市内に住所を有すること（市内に転入を予定している場合を含む。）。
（4）　双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。
（5）　双方に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ関係にある者がいないこと。
（6）　双方が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう。）でないこと。ただし、双方がパートナーシップ関係を前提として養子縁組をし、当該関係に該当している場合は、この限りでない。
（令６告示 316・一部改正）

（宣誓の方法）
第４条　宣誓をしようとする対象者（以下「宣誓希望者」という。）は、近江八幡市パートナーシップ宣誓書（別記様式第１号。以下「宣誓書」という。）に双方が自ら記入し、及び署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
（1）　双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓しようとする日から３月以内に発行されたものに限る。）
（2）　双方が現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓しようとする日から３月以内に発行されたものに限る。）
（3）　双方が市内に住所を有しない場合にあっては、少なくとも一方が市内に転入することを証明できる書類
（4）　その他市長が必要と認める書類
２　前項第３号の場合は、転入後２週間以内に、転入したことが確認できる資料を市長に提出しなければならない。
３　宣誓希望者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない場合は、他の者に代筆させることができる。この場合において、当該代筆させた者は、市長が適当と認める方法により、宣誓書の提出が自らの意思であることを明らかにしなければならない。
４　宣誓書の提出に当たっては、あらかじめその日時等について市長と調整するものとする。
（令６告示316・一部改正）

（本人確認）
第５条　市長は、宣誓希望者の双方が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
（1）　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項の個人番号カード
（2）　旅券法（昭和26年法律第267号）第２条第２号の一般旅券
（3）　道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第１項の運転免許証
（4）　官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの（前３号に掲げるものを除く。）
（5）　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
（令６告示316・一部改正）

（通称名の使用）
第６条　宣誓希望者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等に、戸籍上の氏名と併せて通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用している

ものをいう。以下同じ。）を記入することができる。この場合において、通称名を記入する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓書の提出時に添付するものとする。
（令 6 告示 316・一部改正）

（受領証等の交付）
第 7 条　市長は、宣誓希望者から宣誓書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該宣誓希望者に対し近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第 2 号）及び近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証カード（別記様式第 3 号。以下「受領証等」という。）に受付後の宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（他の自治体との連携を図る場合の取扱い）
第 8 条　パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第 4 条に規定する構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓等に係る受領証等（以下「連携自治体受領証等」という。）の交付を受けている者の一方又は双方が市内に転入した場合であって、市内への転入後も引き続き宣誓を希望するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓継続申告書（別記様式第 4 号。以下「申告書」という。）に双方が自ら記入し、及び署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
（1） 連携自治体受領証等
（2） 双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（提出しようとする日から 3 月以内に発行されたものに限る。）
（3） 郵送により提出する場合は、受領証等を郵送するための返信用封筒（必要な額の郵便切手を貼付したもの。）
（4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
2　市長は、前項の規定による宣誓を希望する者（以下「継続希望者」という。）から申告書の提出があった場合は、当該継続希望者に対し第 5 条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。ただし、前項の規定による書類の提出を継続希望者のうちいずれか一方が来庁して行う場合又は郵送により行う場合は、来庁しない者の本人確認は、同条各号に掲げる書類のいずれかの写しを提出させることにより行うものとする。
3　市長は、申告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該継続希望者に対し規約第 3 条第 2 項に基づき受領証等を交付するものとする。

4　市長は、継続希望者に受領証等を交付したときは、本市に転入する前の連携自治体に遅滞なく受領証等の交付の事実を通知するものとする。ただし、当該通知に当たっては申告書により継続希望者双方の同意を得るものとし、同意を得られない場合は本条の規定による手続を行うことができない。
5　第 4 条第 3 項及び第 4 項並びに第 6 条の規定は、申告書の提出について準用する。
（令 6 告示 316・追加）

（変更の届出等）
第 9 条　受領証等の交付を受けた宣誓希望者又は継続希望者（以下これらを「宣誓者」という。）は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかに近江八幡市パートナーシップ宣誓事項変更届（別記様式第 5 号。以下「変更届」という。）に受領証等及び変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
2　市長は、宣誓者から変更届の提出があった場合は、当該宣誓者に対し第 5 条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
3　市長は、宣誓者から変更届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該宣誓者に対し変更後の内容を記した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は、返却しないものとする。
（令 6 告示 316・旧第 8 条繰下・一部改正）

（受領証等の再交付）
第 10 条　宣誓者は、受領証等を紛失、破損又は汚損した場合であって、その再交付を希望するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第 6 号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。
2　前条第 2 項の規定は、受領証等の再交付の申請について準用する。
3　市長は、宣誓者から再交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該宣誓者に対し受領証等を再交付するものとする。この場合において、受領証等の再交付を受ける者は、既に交付を受けた受領証等を返還しなければならない（紛失その他の事情により受領証等の返還が困難と市長が認める場合を除く。）。
4　紛失を理由として前項の規定による受領証等の再交付を受けた者は、その紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を返還しなければならない。
（令 6 告示 316・旧第 9 条繰下・一部改正）

（受領証等の返還）
第 11 条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記様式第 7 号。以下「返還届」という。）に双方（第 2 号に掲げる場合にあっては、一方）が自ら署名し、交付を受けた受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により受領証等の添付が困難と市長が認める場合は、受領証の添付を要しない。
（1） パートナーシップ関係が解消されたとき。
（2） 宣誓者の一方が死亡したとき。
（3） 第 3 条各号（第 2 号を除く。）に掲げる要件に該当しなくなったとき。
2　第 4 条第 3 項及び第 9 条第 2 項の規定は、返還届の提出について準用する。
3　第 1 項の規定に関わらず、第 3 条第 1 項第 3 号に該当しなくなった場合であって、連携自治体において受領証等の交付を受けるために連携自治体に受領証等を提出したときは、返還届の提出を要しない。
（令 6 告示 316・旧第 10 条繰下・一部改正）

（受領証等の無効）
第 12 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とすることができる。
（1） 偽りその他の不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
（2） 受領証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。
（3） 宣誓者が第 3 条各号に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。
（4） 前条各号に該当する事由があるにもかかわらず、返還届を提出せず、受領証等を返還しないとき。
2　市長は、前項の規定により宣誓を無効とした場合は、当該宣誓者に対し近江八幡市パートナーシップ宣誓書等無効決定通知書（別記様式第 8 号）により通知し、及び受領証等の返還を求めるものとする。
3　市長は、必要があると認めるときは、無効の決定をした宣誓に係る受領証等の交付番号を公表することができる。
（令 6 告示 316・旧第 11 条繰下・一部改正）

（状況等の調査）
第 13 条　市長は、宣誓者の第 3 条各号（第 2 号を除く。）、第 11 条各号並びに前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する要件等の状況を確認するため、必要に応じて調査するものとする。

（令 6 告示 316・旧第 12 条繰下・一部改正）

（情報の管理）
第 14 条　宣誓者が提出した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の定めるところによる。
（令 6 告示 316・旧第 13 条繰下）

（宣誓書等の保存）
第 15 条　宣誓書等の保存は、近江八幡市事務処理規程（令和 6 年近江八幡市訓令第 5 号）に定めるところによる。
（令 6 告示 316・旧第 14 条繰下・一部改正）

（委任）
第 16 条　この要綱に定めるもののほか、宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

近江八幡市パートナーシップ宣誓制度　利用の手引き

2023 年 6 月　第 1 版発行
2026 年 8 月　第 2 版発行

発行：近江八幡市市民部人権・市民生活課

〒523-8501　近江八幡市桜宮町 236 番地

TEL（0748)36-5881　FAX（0748)36-5882

E-mail 011402@city.omihachiman.lg.jp